

水先法

1. 案内情報

手続名 : 水先人の特例免許
手続根拠 : 水先法第4条第2項
手続対象者 : 水先人になろうとする者
提出時期 : 水先人試験第二次試験合格後
提出方法 : 郵送又は窓口
手数料等 : 登録免許税 60,000円
添付書類・部数 : 写真2葉、登録免許税領収証書貼付書
申請書様式 : 水先人免許申請書(省令第一号様式)
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 : 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 0134-27-7189
東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
北陸信越運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
九州運輸局海上安全環境部海技資格課 093-332-8094
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-862-1454

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 提出先に同じ

3. 手続情報

審査基準 : 水先法関係処分の審査基準及び処分基準について(平成9年海職第170号)第1による

標準処理期間 : 1週間

不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)

水先人免許申請書

本籍
住所

氏名

水先区の名称

年 月 日生

水先人試験に合格した年月日

〔又は以前に水先人の免許であった場合は、第九條の水先人の規定に業よるに試験事に合格した年月日〕

右により水先人の免許を与えられたい。

年 月 日

国土交通大臣 殿